

No.54
2019
11/12



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



あったことを無かったことにはさせない!!

水戸地本 不当労働行為救済申立を行う!

11月11日、JR東労組水戸地方本部は“悲痛な職場の声に応え”て、バス棚倉分会で発覚した不当労働行為「業務中の不祥事を口実に執拗に脱退を迫った行為」について、東京都労働委員会に救済申立を申請、即日受理されました。

この間、東労組として不当労働行為に対して団体交渉や職場闘争を展開してきました。しかし会社は不当労働行為の事実について一切認めることはありません。バス本部の団体交渉で唯一認められた不当労働行為も行った当事者の責任に切り縮められています。よって水戸地本、バス棚倉分会および当該組合員は「会社として行った不当労働行為」について、社会的にも指弾される行為を行っておきながら無関係を装う会社の不誠実な姿勢を糾すべく第三者機関を活用した闘いに打って出ました。

八王子地本は水戸地本の組合員の想いに応える第三者機関を活用した闘いを共に創り出していきます。

労働委員会とは？

労働委員会には不当労働行為のほか、労働組合の資格審査、労働協約の地域的一般的拘束力の決議、労働争議のあっせん、調停および仲裁の権限が与えられています。日本の労働委員会制度には不当労働行為の救済に関する判定権限と利益紛争に関する調整的権限を併有している所に大きな特徴があります。

労働委員会の発する救済命令は一般的に原状回復を目的としています。つまり使用者による不当労働行為を排除し、かつ不当労働行為がなされなかったと同様の状態を回復するのが救済命令の基本的な内容とされています。また、団結権等の実質的保障という観点から、将来にわたって団結権侵害行為の除去と防止も重要な課題であり、救済命令はそうした内容を含んでいると解されています。

あらゆる不正・社会悪を断固許さず、正義の闘いを推し進めよう!